

平成30年度 第6回 全国健康保険協会熊本支部評議会

開催日時：平成31年3月15日（金） 14:00～16:00

開催場所：水前寺センタービル5階（熊本市中央区水前寺1-20-22）

議事次第

【議 題】

1. 平成31年度都道府県単位保険料率及び定款の変更について
2. 平成31年度熊本支部事業計画策定スケジュール

【その他】

- ①. 平成30年度加入者理解度調査結果について
- ②. 医療保険制度改革関係
- ③. 九州ブロック評議会について
- ④. 他業界団体との連携について
- ⑤. ヘルスター健康宣言事業の進捗について
- ⑥. 平成31年度熊本支部評議会について

【議題 1】

平成31年度の都道府県単位保険料率
及び定款の変更について

1-1. 平成31年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見 (概要)

『妥当』、『容認』 とする趣旨の記載がある支部	23支部	引き上げとなる支部	(22支部中 3支部)
		引き下げとなる支部	(18支部中 15支部)
		変更がない支部	(7支部中 5支部)
『やむを得ない』 とする趣旨の記載がある支部	20支部	引き上げとなる支部	(22支部中 16部)
		引き下げとなる支部	(18支部中 3支部)
		変更がない支部	(7支部中 1支部)
『反対』 とする趣旨の記載がある支部	2支部	引き上げとなる支部	(22支部中 2支部)
		引き下げとなる支部	(18支部中 0支部)
		変更がない支部	(7支部中 0支部)
平均保険料率10%を維持すること や、激変緩和率を8.6/10とすること について『反対』とする趣旨の 記載がある支部	1支部	引き上げとなる支部	(22支部中 1支部)
		引き下げとなる支部	(18支部中 0支部)
		変更がない支部	(7支部中 0支部)
意見書の提出なし	1支部		

<参考>平成30年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見 (概要)

『妥当』、『容認』 とする趣旨の記載がある支部	24支部	引き上げとなる支部	(18支部中 3支部)
		引き下げとなる支部	(24支部中 17支部)
		変更がない支部	(5支部中 4支部)
『やむを得ない』 とする趣旨の記載がある支部	15支部	引き上げとなる支部	(18支部中 10支部)
		引き下げとなる支部	(24支部中 4支部)
		変更がない支部	(5支部中 1支部)
『反対』 とする趣旨の記載がある支部	6支部	引き上げとなる支部	(18支部中 5支部)
		引き下げとなる支部	(24支部中 1支部)
		変更がない支部	(5支部中 0支部)
平均保険料率10%を維持すること や、激変緩和率を7.2/10とすること について『反対』 とする趣旨の記載がある支部	2支部	引き上げとなる支部	(18支部中 0支部)
		引き下げとなる支部	(24支部中 2支部)
		変更がない支部	(5支部中 0支部)

1-2. 平成31年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見（熊本）

支部長意見	評議会意見
<p>10.18% (10.13%)</p> <p>◆意見 熊本支部保険料率10.18%</p> <p>全国平均保険料率について、10%を維持するとしたこと、激変緩和率の拡大に関しては、計画的に引き上げる(8.6/10)としたことの結果、熊本支部の健康保険料率は10.18%(平成30年度比0.05%引き上げ)となります。</p> <p>協会けんぽの財政状況は、短期的に見れば、安定化に向けた国庫補助が固定化されていることや被保険者が増加していること等で準備金も積み上がり、当面の財政安定化は図られ単年度収支からみた保険料率引き下げ環境が整ってきました。一方で、中長期的に見れば財政構造の脆弱性から近い将来収支赤字に陥り平均保険料率引き上げが避けられない状況となっています。</p> <p>支部評議会においては、昨年度「中長期的に安定的な財政運営を志向する。」とされた理事長発言を受け、いったん下げても上げ幅が大きくなるのであれば安定的運用を志向するという意見が大勢を占めたところです。</p> <p>しかしながら、全国平均保険料率は10%といえども熊本支部の保険料率は、0.01%引き下げになった平成30年度においても全国平均保険料率よりも0.13%高く、平成31年度においては、0.05%という大幅な引き上げにより平均保険料率よりも0.18%高くなります。さらに次年度は、激変緩和措置もなくなるため、さらなる引き上げが予想されるところでもあり、被保険者・事業主の負担感は大きくなるばかりです。</p> <p>都道府県別医療給付費を反映した料率との法律の裏付けであれ、その理解において加入者自らの受療行動・意識とはまだ隔たりがあり、引き上げ支部、引下げ支部との支部間格差が拡大する現実とのギャップの説明に悩ましいものがあります。</p> <p>熊本支部としては、加入者をはじめ支部の取り組みにより保険料率を引き下げることのできるインセンティブ制度を最大限に活用すべく、さらなる保険者機能の強化及び医療費の適正化に向け、今後一層取り組んで参る所存です。</p> <p>また、健康宣言事業所数の増加や健康経営優良事業所へのエントリー数の増加に象徴されるように、「健康経営」の機運が高まりつつあることは事実であり、これを好機ととらえ、医療費分析に基づく熊本県特有の地域性、問題点を共有し議論できる環境作りと加入者・事業主の健康意識の醸成に一層努めていくことが何よりも重要であると考えております。</p> <p>一方で、医療提供側に対する意見発信を強めていくことも当然のことながら、高齢者の医療の確保に関する法律14条に基づく地域独自の診療報酬についての在り方がいろいろな局面で議論され国民コンセンサスとなるよう、国にも働きかけていく時期に来ているとも考えます。</p>	<p>◇意見 熊本支部保険料率の変更については、反対意見なく了承された。</p> <p>その他意見として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率が高い支部の事業主、加入者だけに高い保険料率を負担させるべきなのかについては疑問に思う。支部単位で保険料率を変えるのではなく、九州ブロック単位など別なやり方を模索してもよいのではないか。 ・保険料率の高い支部と低い支部との格差がこれだけ大きくなると、保険料率の算定のもととなる各支部の医療給付費は、支部や加入者の努力の反映が困難である外的要因（人口対医療機関数など）に大きく左右されることから、保険料率計算においては、年齢調整、所得調整に加えて外的要因を加味することも必要ではないか。 ・消費税、割増賃金も引き上げられ、また最低賃金も引き上げられる中、事業主の負担は増え続け、中小企業は厳しい状況の中で保険料を負担している。中長期的に見れば急激な保険料負担増を避けるため平均保険料率10%維持はやむを得ないことと考えるが、医療費削減に向けては、医療提供側、患者側ともに努力することが必要である。 ・保険料率は、医療費の収支で決まっていることであり、保険料率の変更を受け入れるしかない状況である。ただ、保険料率上昇については、若い世代に悪いレガシーを残さないよう、何かしらの対策をとらなければならない。健康経営などは良い取り組みだと感じており、今後も推進して欲しい。しかしながら、若い世代は医療制度について詳しく知らないのが現状。医療制度を次の世代に残すためにも、教育現場に入り込むなどもっと若い世代に周知すべきである。また、準備金を前向きな投資として活用する方向性も考えるべきである。 ・入管難民法改正により今後技能実習生の方が労働者として協会けんぽ加入者になることが見込まれる。今後健康保険の加入者数の一定の増加は見込まれるものの、賃金の水準からも協会けんぽの財政的なひっ迫は避けられないと懸念する。

1-3. 激変緩和率による保険料率の調整

厚生労働省告示第17号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）附則第6条第1項第1号口の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第6条第1項第1号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成31年1月30日

厚生労働大臣 根本 匠

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第6条第1項第1号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率

平成31年度に適用されるべき平成22年度以降調整基礎率は、同年度における最高第1号都道府県単位保険料率から同年度における第1号平均保険料率を控除した率に8.6を乗じて得た率を10で除して得た率とする。

1-4. 全国健康保険協会定款の一部変更について

全国健康保険協会定款中の第2条、第37条及び第59条並びに別表2、別表3、別表4（1）、及び別表5を次のように変更し、附則を次のように定める。

（目的）

第2条 協会は、健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。以下「被保険者」という。）に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者（以下「船保被保険者」という。）に係る船員保険事業を行い、被保険者、船保被保険者及びそれらの被扶養者（以下「加入者」という。）の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的とする。

（一般保険料率）

第37条 法第160条第1項の規定による一般保険料率は、同条第3項の規定に基づき算定し、同条第4項の規定に基づき調整を行い、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者（日雇特例被保険者を除く。）及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下この章において同じ。）を単位として、別表2のとおり定める。

（財務諸表等）

第59条

1～3（略）

4 協会は、第2項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び事業報告書等並びに同項の監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、5年間、一般の閲覧に供しなければならない。

別表2（第37条及び第39条関係） ※熊本支部のみ抜粋

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
熊本	10.18%	3.51%	6.67%

別表3（第40条関係） ※別表4、6（略）

介護保険料
1.73%

特定保険料率と
基本保険料率

特定保険料率は、後期高齢者医療制度への
支援金等に充てるための保険料率

基本保険料率は加入者の給付費等に
充てられる保険料率

1-5. 平成31年度の都道府県単位保険料率について

平成31年3月分（任意継続被保険者にとっては、同年4月分）の保険料額から適用

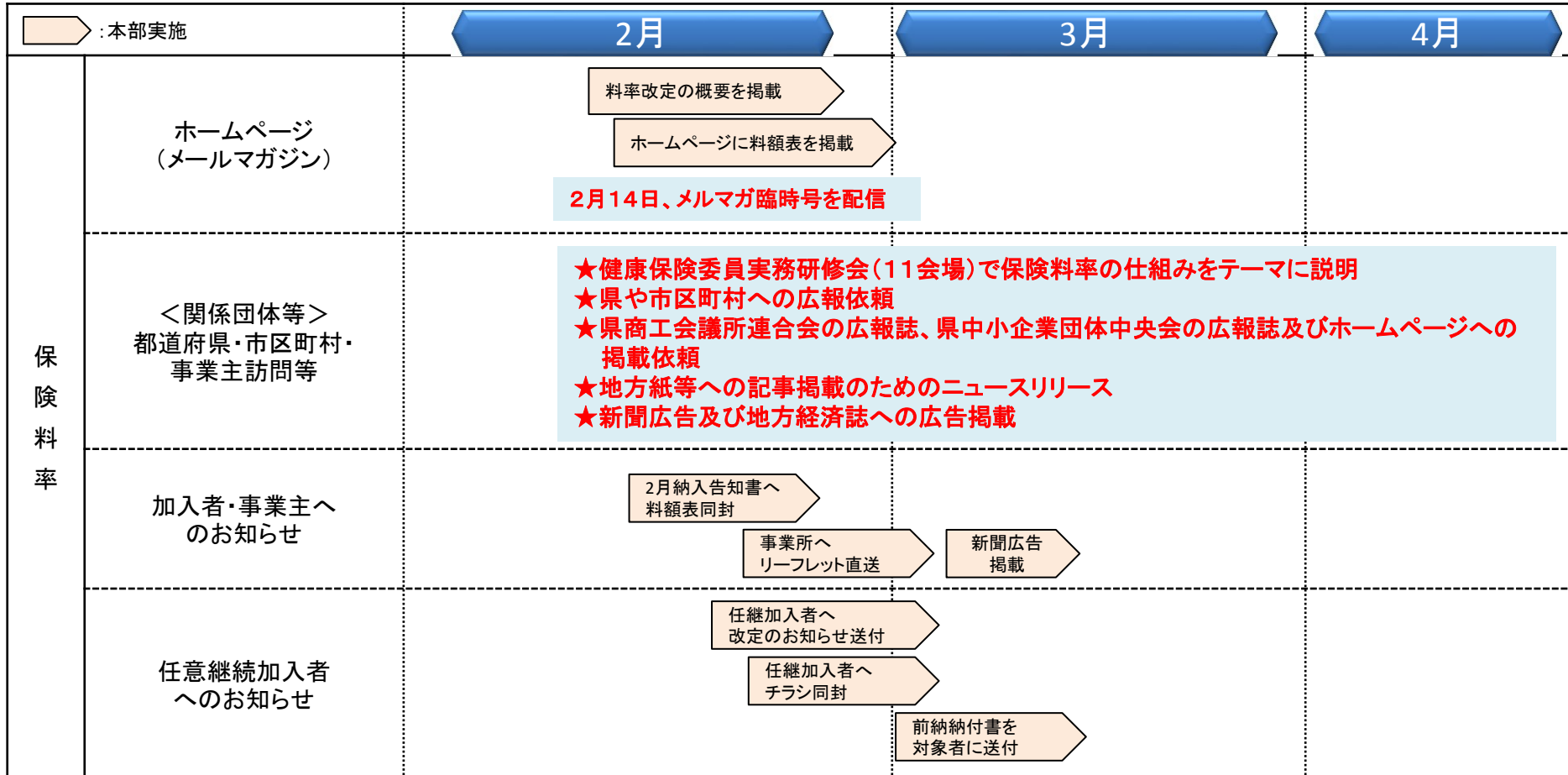
都道府県名	健康保険料率	都道府県名	健康保険料率
北海道	10.31%	滋賀県	9.87%
青森県	9.87%	京都府	10.03%
岩手県	9.80%	大阪府	10.19%
宮城県	10.10%	兵庫県	10.14%
秋田県	10.14%	奈良県	10.07%
山形県	10.03%	和歌山県	10.15%
福島県	9.74%	鳥取県	10.00%
茨城県	9.84%	島根県	10.13%
栃木県	9.92%	岡山県	10.22%
群馬県	9.84%	広島県	10.00%
埼玉県	9.79%	山口県	10.21%
千葉県	9.81%	徳島県	10.30%
東京都	9.90%	香川県	10.31%
神奈川県	9.91%	愛媛県	10.02%
新潟県	9.63%	高知県	10.21%
富山県	9.71%	福岡県	10.24%
石川県	9.99%	佐賀県	10.75%
福井県	9.88%	長崎県	10.24%
山梨県	9.90%	熊本県	10.18%
長野県	9.69%	大分県	10.21%
岐阜県	9.86%	宮崎県	10.02%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.16%
愛知県	9.90%	沖縄県	9.95%
三重県	9.90%	*****	

全国平均は10.0%であり、最低は新潟県の9.63%、最高は佐賀県の10.75%、熊本県は高い方から12番目

1-6. 平成31年度保険料率に関する広報について

広報の方針

- 平成31年度の都道府県単位保険料率については、激変緩和率や過去の精算分の影響などにより、支部によって、保険料率が上がる、下がる、据え置きの3パターンが混在することから、昨年度同様、このことを加入者・事業主の皆さまに正確に周知する。
- 併せて、平成30年度から本格実施したインセンティブ制度について、本部から発送する保険料率改定のリーフレットにおいて周知するとともに、支部においても納入告知書チラシやメールマガジンを活用した周知を行うこととする。



【議題 2】

平成31年度支部事業計画策定
スケジュールについて

2-1. 平成31年度協会けんぽの事業計画について

平成31年度事業計画のコンセプト

- 平成30年度から保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートした。同プランでは、3年後を見据えたKPIを定めており、各年度の事業計画では、それを単年度の進捗に置き換えることとしている。このため、平成31年度においては、保険者機能の発揮を確実なものとするため、平成30年度における各取組の進捗状況をKPIの達成状況等により把握・検証した上で、平成31年度の目標を定め、保険者機能強化アクションプラン（第4期）の最終年度である平成32年度に確実にKPIを達成できるよう、保険者機能強化アクションプラン（第4期）及び第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき取組を着実に実施する。
- また、平成31年度に、今後の現金給付等に係る業務処理体制全体の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。
- なお、社会保障制度改革の具体策等を盛り込んだ「行程表」が策定される予定であること、国が定めるジェネリック医薬品使用割合の80%達成期限の前年度であること等の背景事情に十分留意しつつ、取組を進める必要がある。

熊本支部事業計画基本方針

協会けんぽにおいては平成30年度から「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」及び「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」がスタートしたところである。各計画の2年目にあたる平成31年度における熊本支部事業計画の基本方針を次のとおりとする。

- 協会の基本理念達成のために、自主自立の熊本支部運営により保険者機能を発揮する。その際「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」及び「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」に沿って業務を推進するとともに、ビッグデータを活用するなどして加入者・事業主及び地域の医療提供体制等に対して、熊本支部から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。
- 熊本支部の保険料率は平成30年度に0.01%下がったものの、平成32年度には激変緩和措置が終了するため、今後、大幅な保険料率の上昇が懸念されるところである。加入者・事業主に現状に対する理解を求めつつ、インセンティブ制度の効果を最大限に活用して保険料率の上昇の幅を低く抑えることができるよう、KPI（プロセス）と成果に拘るとともに、加入者・事業主の当事者意識を醸成していく。

2-2. 平成31年度熊本支部事業計画の流れ

事業計画策定（平成31年1月）

- ◆ 保険者機能強化アクションプラン（第4期）に基づき、KPIを盛り込んだ「平成31年度熊本支部事業計画」を策定

具体的施策及び数値目標の決定等（平成31年3月）

- ◆ 各グループでKPIを踏まえた「具体的施策」及び「数値目標」を決定
- ◆ 組織目標達成のための個人目標の設定

事業計画説明会の開催（平成31年4月）

- ◆ 支部全職員が参加する「支部会議」で組織目標達成に向けた意識合わせ
＜意識合わせ項目＞ 保険者機能強化アクションプラン（第4期）、平成31年度熊本支部事業計画、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）、各グループ重点事項

進捗管理

- ◆ 各事業の具体的施策について、「進捗管理シート」において管理
- ◆ 毎月初めに各グループの進捗ヒアリングを実施し、進捗確認、進捗の評価、課題の確認している
- ◆ 各グループにおいては、週次または月次で個人の事業進捗を確認

2-3. 平成31年度熊本支部事業計画及び予算の策定スケジュール

通番	項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	評議会の開催		12/18 (第4回)	1/18 (第5回)		3/15 (第6回)		
2	予算(保険者機能強化予算)の策定							
3	事業計画の策定(KPI含む)							
4	予算(業務経費・一般管理費)の策定							
5	具体的施策及び数値目標の決定							
6	個人目標の設定						運用開始	
7	事業計画説明会							
8	事業進捗ヒアリングの開催(毎月)							

通番2と
通番3は
評議会で
承認

【その他①】

平成30年度加入者理解度調査結果について

その他①－1. 平成30年度加入者理解度調査結果について

加入者理解度調査の概要

協会本部において、WEBによりアンケート調査を実施（平成30年12月初旬）

<アンケート対象者・調査数>

被保険者：100人（熊本支部）

被扶養者：50人（熊本支部）

事業主：150人（全支部）

<アンケート内容>

質問項目	主なアンケート項目
保険料に関する認知	問1 保険料率等に関する認知(7項目) 問2 医療保険の財源や用途等に関する認知(3項目)
現金給付に関する認知	問3 現金給付等の認知(6項目)
健診・保健指導	問5 生活習慣病予防健診・特定健康診査の内容認知(1項目) 問6 協会けんぽの健診に関する内容認知(7項目) 問7 協会けんぽの健診に関する取組認知(3項目)
協会けんぽの取組等	問9 医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組認知(18項目) ・マイナンバー・健康保険の任意継続・コラボヘルス ・第三者行為による傷病届ほか・医療費通知・ジェネリック医薬品 ・インセンティブ制度
医療のかかり方	問10 医療のかかり方の内容に関する認知(4項目)

※問4、8は複数選択による項目

その他①－2. 平成30年度加入者理解度調査結果について

<熊本支部の回答者の属性等>

	合計	事業主	被保険者	被扶養者	20代	30代	40代	50代	60代以上
熊本支部	151人	1人	100人	50人	10人	29人	39人	47人	26人
	割合	0.7%	66.2%	33.1%	6.6%	19.2%	25.8%	31.1%	17.2%
(参考) 全支部	7,200人	2.1%	65.3%	32.6%	7.6%	19.3%	29.5%	29.0%	14.6%

<結果について>

- ①質問項目で「知っている」と回答した人の割合を、熊本支部と全国で比較
- ②質問項目のうち、熊本支部の理解度が39.0%未満のみを抜粋

【参考】

平成31年度熊本支部事業計画KPI

2. 戦略的保険者機能関係

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

■KPI：広報活動における加入者理解率の平均について、対前年度（39.0%）以上とする。

その他①－3. 平成30年度加入者理解度調査結果について

<熊本支部の理解度が39.0%未満の項目>

質問項目	「知っている」と回答した人 (%)	
	熊本	全支部
◆ 協会けんぽの保険料率は、医療費の地域差を反映して、加入している支部ごとに異なること	36.0	28.9
◆ 保険料の額は、標準報酬月額に保険料率をかけて計算されること	34.0	31.1
◆ 協会けんぽ設立以来、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造であること	28.0	26.1
◆ 協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金となっていること	21.0	19.4
◆ 協会けんぽの介護保険料率は、全支部で同一であること	20.0	18.4
◆ あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か	18.0	14.9
◆ 被扶養者が特定健康診査を受診する場合、健診機関が定める費用から協会けんぽの補助する金額を差し引いた額が自己負担額となること	38.6	41.4
◆ 健診後に事業所を通じて、保健師等による健康相談等のサポートを行っていること	37.0	29.7
◆ 健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること	24.0	21.9

その他①－4. 平成30年度加入者理解度調査結果について

<熊本支部の理解度が39.0%未満の項目>

質問項目	「知っている」と回答した人 (%)	
	熊本	全支部
◆ 健診の結果、メタボリックシンドローム（メタボ）のリスクが高かった40歳以上の方に、特定保健指導（保健師等による生活習慣改善のアドバイス等）を実施していること	20.0	27.5
◆ 健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること	18.0	19.1
◆ マイナンバーカードがあれば、行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと	33.0	23.0
◆ 協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること	33.0	23.3
◆ 任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならないこと	31.0	23.6
◆ 任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる（事業主の負担はない、負担上限あり）こと	30.0	29.3
◆ 協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること	28.0	17.2
◆ 協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること	25.0	18.8
◆ 交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと	20.0	17.8

その他①－5. 平成30年度加入者理解度調査結果について

＜熊本支部の理解度が39.0%未満の項目＞

質問項目	「知っている」と回答した人 (%)	
	熊本	全支部
◆ 協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進に向けた取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること	19.0	11.8
◆ あなた（またはあなたの扶養者）の職場では健康宣言をしているかどうか	18.0	11.2
◆ 健康宣言をした企業とその従業員は、協会けんぽと協定を締結した事業者から様々なサービス（銀行の低利融資や料金割引等）を受けられること	17.0	10.7
◆ 協会けんぽでは、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること	17.0	12.8
◆ コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主に対し、事業所の従業員の健康度を見える化したツールを配付していること	16.0	9.9
◆ 子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先（小児救急電話相談：#8000）があること	30.0	22.0

その他①－6. 平成30年度加入者理解度調査結果について

<31年度広報計画について>

- ◆ 理解度調査を受けて、戦略的に各種広報ツールを活用していく予定
- ◆ 広報戦略については現在検討中

<広報ツール>

- ◆ ホームページ
- ◆ メールマガジン
- ◆ 広報誌（納入告知書同封チラシ・年11回発行）
- ◆ スマイルけんぽ（健康保険委員向け広報誌・年4回）
- ◆ 社会保険協会発行の広報誌（「社会保険くまもと」・年6回）
- ◆ 協力・連携機関への広報依頼（県トラック協会、商工団体等）
- ◆ その他（新聞広告、経済誌への広告掲載、ポスター掲示など）

運営委員会（第96回）
「資料1-1」参照

【その他②】

医療保険制度改革関係について

資料2 参照
（運営委員会（第96回）「資料1-1」）

【その他③】

九州ブロック評議会について

資料3 参照

【その他④】

他業界団体との連携について

その他④. 他業界団体との連携について

平成31年3月6日に一般社団法人熊本県建築協会（会長 笹原健嗣氏）と熊本支部との間で、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、協定を締結しました。

- ・熊本県建築協会の概要
県内に本店を置く上位グループの建築会社が建築業の健全な発展を図り、技術と経営に優れた企業づくりを目指して組織された団体。（県建築協会リフレット引用）
- ・会員数
87社（平成31年2月現在）

<協定の目的>

建築協会の会員事業所において健康経営を普及促進することで、建築協会会員事業所の従業員・事業主等の健康づくりを推進し、健康状態に起因する事故の防止に繋げ、働きやすい職場環境の推進、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指すこと

<連携・協力事項>

- ・健康経営の普及・促進及び広報に関すること
- ・ヘルスタ―健康宣言の勧奨及び広報に関すること
- ・加入事業所や従業員及びその家族に対する効果的な健康づくり情報の発信と実践に関すること
- ・健康診断の受診勧奨や保健指導、健康相談、各種講演会など健康づくり事業の促進に関すること

【その他⑤】

ヘルスター健康宣言事業の進捗について

その他⑤－1. 健康経営の推進について

平成30年度の取り組み

健康宣言事業所数のさらなる拡大

- 【取組①】 連携協定先の保険会社等と協働し宣言拡大
- 【取組②】 関係団体等と連携したセミナーにより宣言拡大

宣言事業所に対するフォローアップ

- 【取組①】 熊本支部全職員体制による事業所訪問
- 【取組②】 健康経営支援業務委託による「健康セミナー」の開催
(業務委託先：(株)くまもと健康支援研究所)

その他⑤－ 2. 健康宣言の状況

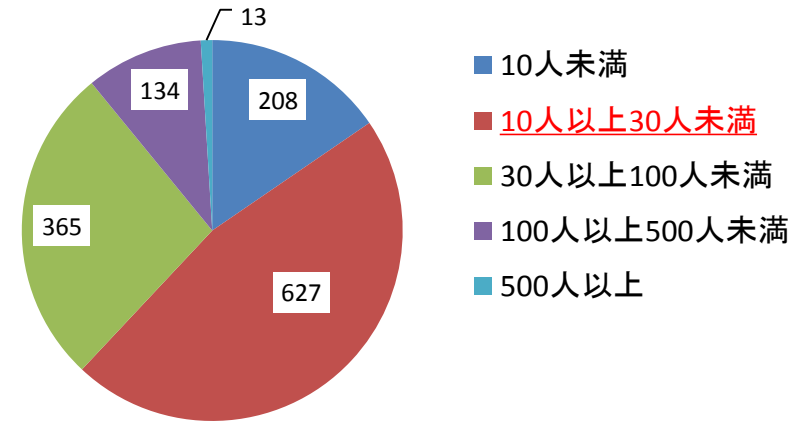
ヘルスター健康宣言事業所数

1,347社

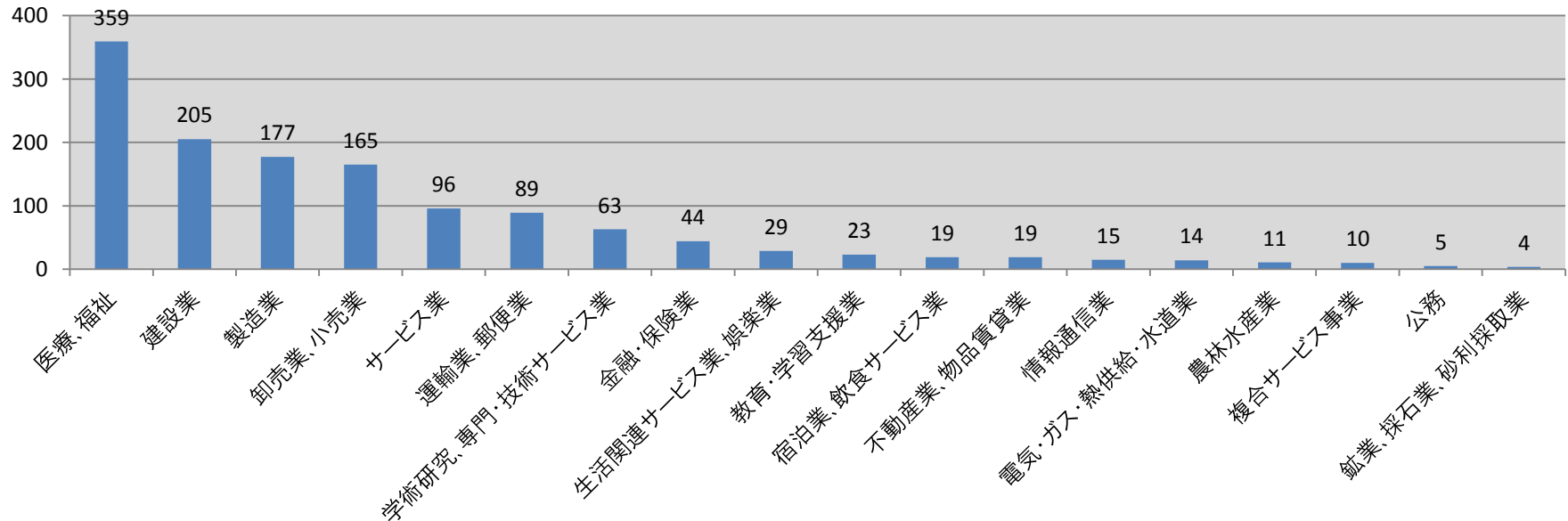
(平成31年2月22日時点)

- ◆ 宣言事業所のうち、10人以上30人未満の事業所が全体の5割弱を占める。
- ◆ 医療・福祉に関係する事業所が全体の3割弱を占める。

＜規模別の宣言事業所数＞



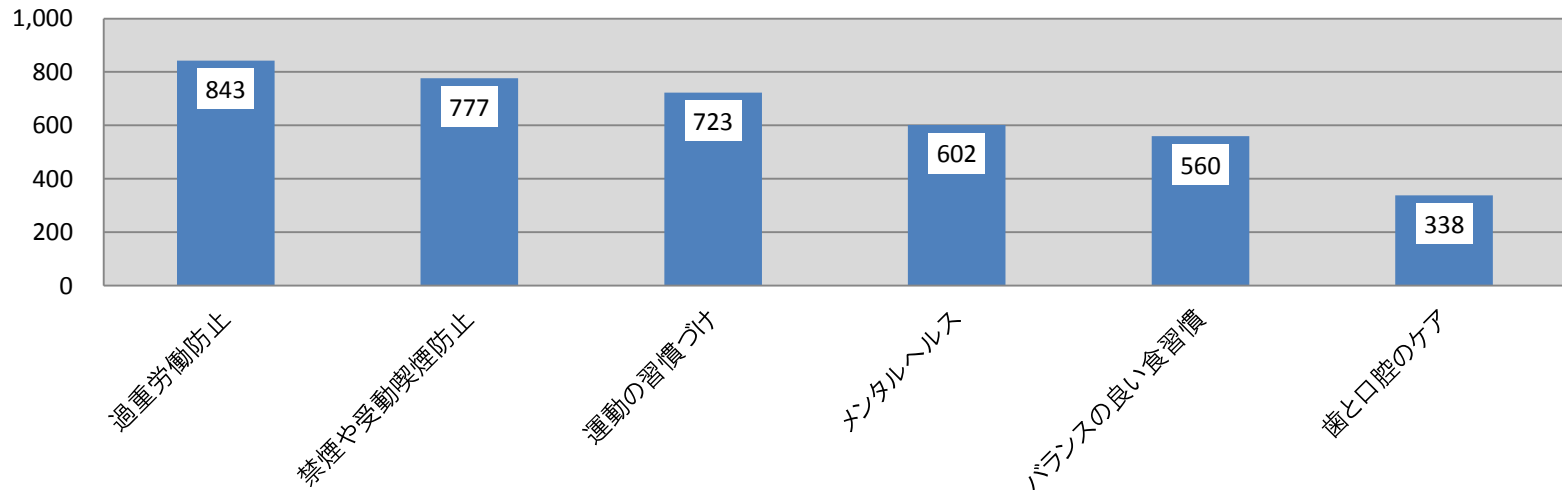
＜業態別の宣言事業所数＞



その他⑤－3. 宣言事業所の状況（取組項目）

健康宣言取組項目	
必須項目	法令に従い全従業員が健診を受診します
	従業員の健康課題を把握し必要な対策を講じます
任意項目	運動の習慣づけを推奨します
	バランスの良い食習慣を推奨します
	禁煙や受動喫煙防止に取り組みます
	歯と口腔のケアを推奨します
	過重労働防止対策に取り組みます
	メンタルヘルス対策を講じます

<健康宣言取組項目（複数回答）>



その他⑤－4. 宣言事業所に対するフォローアップ①

1. 職員による事業所訪問

【目的】

- ① ヘルスタ一通信簿（事業所の健康度が見える化したツール）を利用し、課題を認識いただき、各種セミナーほか協会事業の営業を行うことで宣言事業所のフォロー
- ② 職員の営業力・発信力・訴求力の向上（OJTとの位置づけ）

【対象事業所】

138社 （選定基準：①健康宣言事業所、かつ②加入者40名以上、かつ③アンケート未回答事業所）

【実施期間・実施方法】

平成30年8月29日から平成30年12月6日（延べ16日）

12班（24名）で架電し事業所訪問

【実施結果】

41社 架電

（30%、1班平均3.4社）



29社 訪問（21%、1班平均2.4社）

うち、セミナーに前向きな回答12社

＜お断りの主な理由＞

- ・繁忙期、日程調整がつかず、資料送付のみ希望

その他⑤－5. 宣言事業所に対するフォローアップ事業②

<概要>

健康宣言を行っている事業所に対し、平成30年7月から8月にかけて「ヘルスター健康宣言」支援セミナーの案内を行い、アンケートを実施。事業所の希望に応じたセミナーを外部委託により行った。

<委託機関>

株式会社くまもと健康支援研究所
(熊本市東区神園2-1-1)

<セミナー実施状況(平成31年1月末時点)>

状況	事業所数
実施希望事業所数	89社
実施済み事業所数	57社
実施不可事業所数	9社
2月実施予定	20社
日程未確定	3社

<実施不可となった理由>

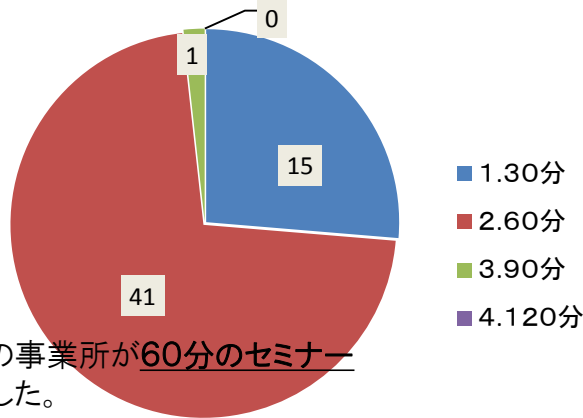
- ・繁忙期のため日程調整ができなかった
- ・参加できる者が極端に少なかった
- ・体調不良者が多数出たことにより調整が難しくなった、等

<参考:アンケート用紙>

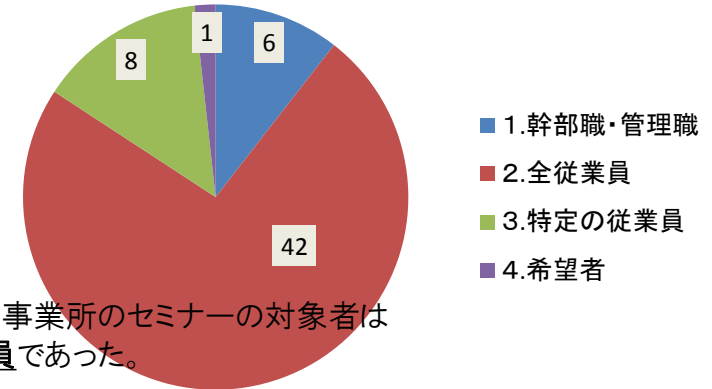
協会けんぽ 熊本支部宛	FAX:096-340-0377 ※送信票は不要です。番号のおかけ間違いにご注意ください。	提出期限 8月22日
事業所所在地 事業所名 事業主名 印		
担当部署・氏名 担当者連絡先		
以下のアンケートにご回答ください。☑をお願いします。		
問1. 「ヘルスター健康宣言」の内容で取り組まれている項目をお選びください(複数可) <input type="checkbox"/> 健診受診 <input type="checkbox"/> 健康課題把握 <input type="checkbox"/> 運動 <input type="checkbox"/> 食習慣 <input type="checkbox"/> 禁煙・受動喫煙防止 <input type="checkbox"/> 歯と口腔ケア <input type="checkbox"/> 過重労働防止 <input type="checkbox"/> メンタルヘルス対策		
問2. 取り組んでいない(または取り組めていない)場合、その理由(複数可) <input type="checkbox"/> 方法が分からない <input type="checkbox"/> 体制が整わない <input type="checkbox"/> 時間がない <input type="checkbox"/> 費用がかかる		
問3. 健康セミナー(無料)のために御社への訪問を希望されますか? <input type="checkbox"/> 訪問を希望する <input type="checkbox"/> 訪問を希望しない		
以下は問3で「訪問を希望する」事業所様に「健康セミナー」についてお尋ねします		
問4. ご希望の内容をお選びください(2つまで) ただし開催は1日限りとなります <input type="checkbox"/> 健康経営(総論・体制づくり・好事例等) <input type="checkbox"/> 食習慣(食事指導・飲酒指導等) <input type="checkbox"/> 運動(健康体操や職場でできるストレッチ等) <input type="checkbox"/> お口の健康(歯周病予防等) <input type="checkbox"/> メンタルヘルス(ストレスチェックの活用方法等) <input type="checkbox"/> 禁煙・受動喫煙防止		
問5. セミナーに参加させたい対象(複数可) ただし開催は1日限りとなります <input type="checkbox"/> 幹部職・管理職 <input type="checkbox"/> 全従業員 <input type="checkbox"/> 特定の従業員 <input type="checkbox"/> 希望者 ※既存の会議・研修などに組み込む形での調整も可。会場は貴事業所でご用意ください。		
問6. ご希望のセミナーの長さ <input type="checkbox"/> 約30分 <input type="checkbox"/> 約60分 <input type="checkbox"/> 約90分 <input type="checkbox"/> 約120分		
問7. ご希望の時期(複数可)。ただし平成30年11月～平成31年2月で調整 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 12月 <input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 2月		
問8. ご希望の日程・時間帯(複数可) <input type="checkbox"/> 平日午前 <input type="checkbox"/> 平日午後 <input type="checkbox"/> 平日夜(勤務時間後) <input type="checkbox"/> その他()		
※平日の日中を優先させていただき、夜間・休日などはご希望に添えない場合があります。		
※訪問につきましては平成30年10月以降に協会けんぽ委託事業者よりセミナー内容や日程調整のお電話をさせていただきますのでご対応よろしくお願いたします。 <small>ご協力ありがとうございました。</small>		
〒862-8520 熊本市中央区水前寺1-20-22 全国健康保険協会熊本支部 【お問合せ】 企画総務グループ TEL: 096-340-0261 (受付時間: 平日 8:30-17:15)		

その他⑤－6. 宣言事業所に対するフォローアップ事業②

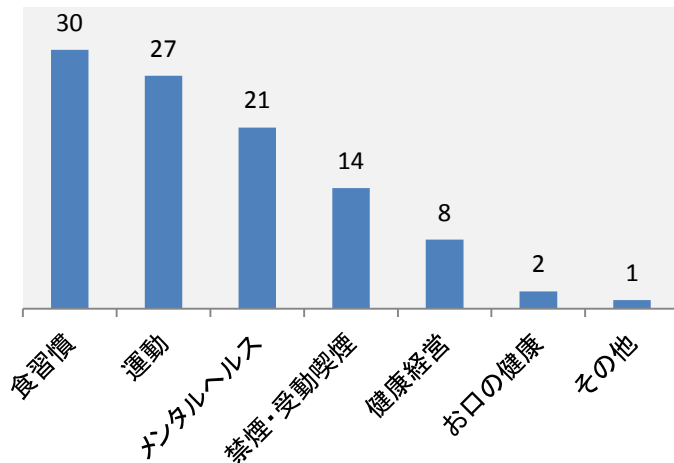
<セミナーの時間(数字は事業所数)>



<参加者(数字は事業所数)>



<セミナーの内容(数字は事業所数)>



<セミナーの成果(一部抜粋)>

- ドライバーに喫煙者が多いことや菓子パンなどの摂取が多いことから、禁煙やコンビニでの食事選択についてなどを含めてセミナーにて情報提供を行った。次年度も利用させていただきたいというお言葉が事業所の代表からあった。
- 各部署のリーダーに向けて健康経営のセミナーを実施した。事業所担当者が若い世代の30代40代に健康の大切さを感じてほしいという思いがあった。事例を基に上司からの受診勧奨の大切さも繰り返し重要性を伝えた。
- 朝礼の時間を用いた30分間のセミナーであったが、唾液腺マッサージや表情筋体操など全員でしっかり取り組んでいた。仕事柄、昼食の時間なども早食いになる傾向があるようで、しっかり噛むことの大切さを伝えた。また、喫煙と口内健康についてのお話をするとう職員同士声をかけあう場面も見られた。

その他⑤－7. 健康経営優良法人2019 認定

健康経営優良法人認定制度

特に優良な健康経営を実践している企業を、日本健康会議が「健康経営優良法人」として認定し顕彰する制度。

健康経営優良法人2019

- ★平成30年10月5日
大規模法人部門に必要な経産省実施の
「健康経営度調査」回答締切
- ★平成30年11月30日
中小規模法人部門申請締切
- ★平成31年2月21日認定

経済産業省主催の
健康経営優良法人2019説明会in熊本
が平成30年9月3日に熊本市で開催
(全国8会場、熊本は初開催)

健康経営優良法人2019 認定結果

- 大規模法人部門
認定 2 社
- 中小規模法人部門
認定 45 社

(参考)
健康経営優良法人2018認定
大規模法人部門 認定 1 社
中小規模法人部門 認定 7 社

【その他⑥】

平成31年度熊本支部評議会について

その他⑥. 平成31年度熊本支部評議会について

<開催計画>

- ◆ 平成31年度についても、今年度同様年6回の開催を予定
- ◆ 九州ブロック評議会は、大分支部の幹事により開催予定
(平成32年2月前後、開催場所は福岡市)

(支部評議会開催予定)		
第1回	平成31年	5月
第2回	平成31年	7月
第3回	平成31年	10月
第4回	平成31年	12月
第5回	平成32年	1月
第6回	平成32年	3月

<平成30年度評議会実績>

第1回	平成30年6月7日(木)	(主な議題) ・健康保険法施行令及び健康保険法施行規則の改正(インセンティブ制度関係) ・平成30年度事業計画重点事項_各グループ ・職域および協会けんぽにおける「がん検診」の比較
第2回	平成30年7月19日(木)	・平成29年度協会けんぽ決算(見込み) ・平成29年度熊本支部収支 ・平成29年度熊本支部事業報告
第3回	平成30年10月23日(火)	・平成31年度保険料率について ・健康保険制度の見直しに係る国への要望について
第4回	平成30年12月18日(火)	・平成30年度熊本支部の上期進捗状況と下期の計画について ・平成31年度事業計画の概要(案) ・平成31年度支部事業計画の方向性及び予算(保険者機能強化予算)について
第5回	平成31年1月18日(金)	・平成31年度都道府県単位保険料率について ・平成31年度熊本支部事業計画(案)について
第6回	平成31年3月15日(金)	・平成31年度都道府県単位保険料率及び定款の変更について ・平成31年度熊本支部事業計画策定スケジュール
ブロック評議会	平成31年2月18日(月)	・ジェネリック医薬品使用促進に向けた取り組みについて